

16川市人第109号

平成16年5月28日

川崎市男女平等推進審議会 様

川崎市長 阿部 孝夫



川崎市男女平等推進行動計画の効果的な取組みについて（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第8条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

川崎市男女平等推進行動計画の効果的な取組みについて

- 1 男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者のネットワークの設置について
- 2 男女平等推進状況を点検、評価するための仕組みづくりについて

（理 由）

川崎市男女平等推進行動計画の実効性を高め、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため

市民局人権・男女共同参画室男女平等推進担当

200-2300 (27221)